

NISA 口座のみなし廃止措置について

2021 年 12 月

第一勧業信用組合

令和 3 年度税制改正により、2017 年の一般 NISA を設定しているお客様のうち、2021 年 12 月 31 日時点で、個人番号（以下、「マイナンバー」）未提供のお客様は、非課税口座廃止届出書を提出したものとみなし、翌年 1 月 1 日をもって NISA 口座を廃止（みなし廃止）いたします。

以下対象となるお客様で、引き続き NISA 口座の利用をご希望される場合は、改めて NISA 口座開設のお申し込みをお願いいたします。

対象となるお客様

- ・2015 年 12 月 31 日以前に NISA 口座を開設
- ・2018 年以降の一般 NISA またはつみたて NISA が未設定

※特定口座開設や住所変更の際に、マイナンバーを提供された場合でも、上記条件に合致するお客様は対象となります。

みなし廃止措置に関しまして、ご理解とご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。